

研究活動における不正防止及び不正行為への対応に関する規程

平成28年11月11日制定

平成30年11月16日改定

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本交通公社（以下「当財団」という。）の研究活動における不正防止の方法ならびに不正行為への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

イ 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人からの補助金若しくは助成金を原資とする研究費をいう。

(2) 「不正行為」とは、当財団における次に掲げる行為及びそれらに助力することをする。

イ 公的研究費の不正使用 法令及び当財団の規程等に反した不適切な公的研究費の受給、管理及び執行

ロ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

ハ 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正ではないものに加工する行為

ニ 盗用 他の研究者のアイディア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為

ホ その他 研究成果の二重投稿、不適切なオーサiership等

ヘ 前5号の行為の証拠隠滅又は立証妨害

(3) 「配分機関」とは、第1号の公的研究費を配分する文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人のことをいう。

(最高管理責任者)

第3条 当財団における不正行為等の防止について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、当財団会長とする。

3 最高管理責任者は、不正行為を防止するための基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、総務部長とする。

- 3 統括管理責任者は、不正行為の防止対策を統括する責任者であり、基本方針に基づき、行動規範、不正行為防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 当財団は、研究部門における公的研究費の運営及び管理について責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、当該箇所の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する箇所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の研究課題に参加する全ての研究員等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究活動における不正行為を防止するため、倫理教育を担当する者として、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、総務課長とする。
- 3 研究倫理教育責任者は、当財団研究員等に対し倫理教育を実施するとともに、受講状況を管理・監督する。

(研究倫理に関する研修の受講)

第7条 全ての研究員等は、研究活動にかかる法令等の違反の防止のための研究倫理に関する研修を定期的に受講しなければならない。

(研究員と事務職員の責務)

第8条 当財団において、公的研究費を用いて研究を行う研究員等並びに公的研究費の支払い等の事務手続きを担当する事務職員は、公的研究費を適正に使用及び管理しなければならない。

- 2 当財団において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究員等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは、公益財団法人日本交通公社における公的研究費の適正使用に関する行動規範の精神に則り、この規程又は当該公的研究費の使用規則等を遵守して、交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。
- 3 研究員は、研究データを一定期間保存し、必要に応じ開示の責務を負うものとする。

(受付窓口)

第9条 当財団における公的研究費の使用に関するルール等について、内外からの相談を受け付ける窓口、また不正行為について、内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。

- 2 受付窓口は企画開発課長とする。

(通報等の方法)

第10条 通報等は、書面（電子メールを含む）を受付窓口に提出若しくは送付するものとする。

2 前項の通報等は、原則として顕名（実名）によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
- (2) 研究不正行為の具体的内容
- (3) 研究不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

(通報等の取扱い)

第11条 受付窓口は通報があった場合には、速やかにその内容を統括管理責任者に報告する。

(受付窓口の担当者等の義務)

第12条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

(予備調査)

第13条 統括管理責任者は第10条の通報があった場合、通報等の受付から概ね30日以内に、当該通報等の対象となっている研究者等（以下「調査対象者」という。）の所属する所属長に、当該案件の内容について疑義の合理性、研究活動の公表から通報までの機関がデータや資料等の合理的な保存期間に照らして事後検証が可能であるか等の通報の合理性、調査可能性等について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

(本調査)

第14条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを概ね30日以内に決定するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

2 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

(調査委員会)

第15条 統括管理責任者は、本調査実施のため、外部の有識者等を含む調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は半数以上を外部有識者で構成するものとし、当該の調査案件と直接の利害関係を有しない者の内から、統括管理責任者が指名する。

3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 統括管理責任者は、調査委員の氏名及び所属を調査対象者、相談・通報者に通知する。

5 前項の通知に対し、調査対象者及び相談・通報者は、通知を受けた日から起算して7

日以内に異議申立てをすることができる。

- 6 異議申立てがあった場合、統括管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を調査対象者及び相談・通報者に通知する。また、当該異議申立てを却下するときは、理由を付して調査対象者及び相談・通報者に通知する。

(調査の実施)

第16条 調査委員会による調査は、原則として本調査の実施決定後概ね30日以内に開始する。

- 2 調査委員会は、調査の実施にあたっては、相談・通報者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査案件における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査過程における一時公的研究費使用停止)

第17条 統括管理責任者は調査中、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査結果の認定等)

第18条 調査委員会は、通報の受付から概ね120日以内に不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、統括管理責任者に報告する。

(調査対象者の不服申立て)

第19条 統括管理責任者は前条の報告を受けたときは、調査の結果を速やかに調査対象者及び相談・通報者、最高管理責任者に通知する。

- 2 調査対象者は、前項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、統括管理責任者に不服申立てを行うことが出来る。

第20条 統括管理責任者は、前条の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに統括管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、調査対象者及び相談・通報者に前項の審査の結果を通知する。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね50日以内に、調査結果を統括管理責任者に報告する。

(守秘義務)

第21条 第12条の規定は、第13条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査結果の公表等)

第22条 統括管理責任者は、調査委員会の調査結果の報告において、不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 統括管理責任者が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他、必要と認める事項

2 統括管理責任者は、調査結果の報告において、不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、調査対象者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 統括管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、前項の他、通報者の所属及び氏名を公表する。

4 統括管理責任者は、前3項の場合において、調査結果に基づく公表を行うときは、第20条第2項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

(処置)

第23条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、当財団就業規則の定めるところにより処分する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第24条 調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの要求があった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

6 調査対象者からの不服申立てがあったときは、配分機関に報告する。不服申立てを却下したとき、再調査の開始を決定したとき及び再調査の結果についても同様とする。

(改廃)

第 2 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日から施行する。